

「起きてはならない最悪の事態」ごとの推進方針

※ ○ 内は、別紙 1 の脆弱性評価の附番を記載

※ 【 】内は、第 5 章強靱化の推進方針の附番を記載

1. 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

<p>1-1) 巨大地震による住宅・建築物の倒壊や大規模災害に伴う甚大な人的被害の発生</p> <p>(住宅・建築物等の地震対策)</p> <p>① 民間の住宅、建築物の耐震化の一層の促進を図るため、市の制度拡充や啓発活動の充実、耐震診断から工事までの一貫した支援体制の構築など、きめ細かな対応等を推進する。 【住宅都市計画課】 【2. 4. 1】</p> <p>⑧ 空家等対策計画に基づき、総合的かつ計画的に空家対策を推進する。 【住宅都市計画課】 【2. 4. 1】</p> <p>⑨ 密集市街地の防災機能の向上を図るため、面的整備の促進を図る。また、停電時の通電火災の防止対策として、各家庭への感震ブレーカー設置の普及を促進する。 【住宅都市計画課】 【消防本部】 【2. 4. 1】</p> <p>(市民等への周知)</p> <p>⑪ 液状化対策などの情報収集に努めるとともに、災害種別緊急避難場所を盛り込んだ地震ハザードマップを整備し、使い方について市民等に周知する。【防災危機管理室】 【2. 10. 1】</p> <p>(市民利用施設等の整備促進)</p> <p>② 本市では、集会施設等整備事業補助金等により、自治会が自ら所有している集会施設の新築・増築・改築・修繕による経費の一部を助成しており、施設耐震化の啓発に努める。 【市民活動推進課】 【2. 10. 3】</p> <p>(公共施設等の維持管理)</p> <p>③④⑤⑥⑦ 長期的視点から公共施設等の更新・統廃合・長寿命化等を計画的に行う海津市公共施設等総合管理計画に基づき対策を進めていく。また、施設応急復旧対策等の調査マニュアルを作成するとともに、計画的に耐震化を実施していく。【企画財政課】 【2. 11. 1】</p> <p>⑩ 災害時の危険を回避するため一時的に避難する公園等については、適切な維持管理に努める。 【住宅都市計画課】 【2. 11. 1】</p> <p>⑫ 新設防火水槽については、耐震化を図る。【消防本部】 【2. 11. 1】</p>
--

<p>1-2) 集中豪雨による市街地や集落等の大規模かつ長期にわたる浸水被害の発生</p> <p>(基幹道路の整備促進)</p> <p>① 洪水時における市民の避難路を確保するとともに、物流のネックを改善するため、東海大橋と長良川・立田大橋間の新架橋（仮称）愛津大橋建設促進を、強く関係機関に働きかける。 【建設課】 【2. 1. 1】</p> <p>(総合的な治水・土砂災害対策の推進)</p> <p>③ 水害対策では、地理的特性を踏まえて、広域避難を推進する。また、揖斐川左岸防災拠点の整備促進を働きかける。【防災危機管理室・建設課】 【2. 2. 1】</p> <p>⑤ 助命壇を史料として防災教育に活かすとともに、河川防災拠点等の整備促進を国に働き掛ける。 【建設課・学校教育課・社会教育課】 【2. 2. 1】</p> <p>(規制の検討)</p> <p>④ 洪水浸水想定区域内にある輪中堤防等の区域について、浸水被害軽減地区として指定することの検討を行う。【防災危機管理室】 【2. 4. 2】</p> <p>(市民等への周知)</p> <p>⑦ 1000 年に 1 回程度の大雨が降った場合（想定最大規模降雨）の浸水想定区域を市民に周知するとともに、指定緊急避難場所の見直しを検討する。【防災危機管理室】 【2. 10. 1】</p>
--

- ⑧ 水防法の趣旨を啓発し、浸水想定区域内にある要配慮者施設の避難確保計画策定を支援する。
 【社会福祉課・高齢介護課・防災危機管理室】【2.10.1】
(訓練と防災教育の推進)
- ⑨ 継続して水防演習を実施する。【消防本部】【2.10.3】
(公共施設等の維持管理)
- ⑩ 継続して重要水防箇所の巡視を実施する。【建設課・消防本部・防災危機管理室】【2.11.1】
(施設等の長寿命化対策)
- ②⑥ 国・県に働きかけて、未整備区間や一部未完成の区間、老朽化した施設の河川改修、長寿命化対策を図る。【建設課】【2.11.3】

1-3) 大規模土砂災害による集落等の壊滅や甚大な人的被害の発生

- (総合的な治水・土砂災害対策の推進)**
- ① 緊急性の高い箇所を中心に、砂防施設の整備を県に働きかける。【建設課】【2.2.1】
(治山対策の推進)
- ④ 崩落や土砂流出等の危険性の発見に努め、治山施設の整備を県に働きかける。
 【農林振興課】【2.2.3】
(規制の検討)
- ② 土砂災害のハード対策で対応できない箇所については、県と連携して立地規制等を行うとともに、山間地の特性や溪流の荒廃状況を踏まえた警戒避難体制の整備を行う。
 【建設課・防災危機管理室】【2.4.2】
(市民等への周知)
- ⑥ **土砂災害ハザードマップ**の使い方について市民等に周知する。
 【建設課・防災危機管理室】【2.10.1】
(訓練と防災教育の推進)
- ⑤⑦ さぼう遊学館及び羽根谷砂防堰堤を拠点施設とし、土砂災害に関する知識や適切な避難方法など、市民の**避難意識を高めるための**防災教育を進める。また、早めの避難を呼びかける。
 【建設課・防災危機管理室】【2.10.4】
(公共施設等の維持管理)
- ③ 砂防施設の老朽化が進んでいることから、計画的維持管理の実施を県に働きかける。
 【建設課】【2.11.1】

1-4) 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等に伴う被害の拡大

- (道路情報の共有)**
- ③ 2つの道の駅において、災害時における道路状況等を道路利用者に提供する。
 【農林振興課】【2.1.4】
(市民等への周知)
- ① 観光客の避難誘導マニュアルを作成する。また、外国人観光客のため、外国語標記のマニュアル作成を検討する。【商工観光課・防災危機管理室】【2.10.1】
- ⑨ 避難行動要支援者名簿登録に係る同意書提出者数を増やすため、市民への**更なる**周知を行う。また、個別**避難**計画の作成を進め、地域支援者の設定、避難経路等を検討する。
 【社会福祉課・高齢介護課】【2.10.1】
- ⑩ 避難所運営マニュアル、福祉避難所運営マニュアルについて、講習会等を通じ市民に周知する。
 【社会福祉課・高齢介護課・防災危機管理室】【2.10.1】
(市民等への情報提供)
- ⑥ 災害時の行政機関相互の通信回線を確保するため、移動系無線については、様々な情報技術に注視しながら、災害時の輻輳や財政的な影響も考慮して整備していく。

【消防本部・防災危機管理室】 【2.10.2】

(訓練と防災教育の推進)

- ④⑧ 国土強靱化を図るうえで、それぞれの地域における災害対応力を高めることが重要であり、自主防災組織の強化や防災リーダーの育成など、地域における既存の仕組み・人材を活用したリスクコミュニケーションの充実を図る。また、災害時に連携した対応を行うため、国・県・市民などとの協働によりタイムラインを策定する。【防災危機管理室】 【2.10.4】
- ⑤ 就学前から成人に至るまでの各段階で「いのちをつなぐ防災教育プラン」に基づき防災教育を実践していく。【学校教育課・こども未来課】 【2.10.4】

(公共施設等の維持管理)

- ⑦ 同報系防災行政無線の適正な保守を図る。【防災危機管理室】 【2.11.1】

2. 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動が迅速に行われる

2-1) 食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

(応急給水体制の整備)

- ⑤ 応急給水を効率的に行うための体制の整備を行い、応急給水資機材の備蓄及び給水車の配備を検討する。【上下水道課】【2.7.1】

(防災拠点の整備)

- ① 防災拠点の機能を見直し、資機材等必要な整備を進めることにより、広域受援体制の強化を図る。また、レスキューホテルを避難所等として活用する。【防災危機管理室】【2.8.1】
- ② 災害時に避難所や物流拠点となり得る2つの「道の駅」において、防災面でも有効な次世代エネルギーの導入や非常用電源の確保、備蓄倉庫や防災用トイレの設置など防災機能の強化を推進する。【農林振興課】【2.8.1】
- ③ 大規模停電が発生した場合に備えて、各施設において非常用発電設備等代替電源の確保に努めるとともに、民間事業者にも同様の対策を講じるよう周知する。【防災危機管理室】【2.8.1】

(非常用物資の備蓄)

- ③ 生活必需物資や医療救護、緊急救護など災害時における応援協定が災害時において確実に機能するよう、平時から連絡や訓練を実施する。【防災危機管理室】【2.8.2】
- ⑥ 協定を締結するなどして、民間企業と連携して備蓄物資の強化を図る。【防災危機管理室】【2.8.2】
- ⑦ 市では、帰宅困難者も想定して、計画的に備蓄食料、飲料水を確保する。【防災危機管理室】【2.8.2】
- ⑧ 各小中学校は、児童生徒の食料等を備蓄していく。【学校教育課】【2.8.2】

(下水道BCPの整備)

- ⑥ 発災時の下水の排除、処理機能を確保するための関係機関との応援体制の確保、資機材の備蓄、様々な事態を想定した訓練を行う。【上下水道課】【2.7.5】

(訓練と防災教育の推進)

- ⑦ 家庭における備蓄は最低3日間、できれば1週間を目標に奨励しており、ローリングストックの啓発を図る。【防災危機管理室】【2.10.3】

2-2) 孤立集落の発生

(道路ネットワークの整備)

- ① 侵入経路が1方向しかない地区に対して、洪水や土砂災害、震災による山腹崩壊などを考慮し、緊急時の避難ルートの検討など、必要な取り組みを進める。【建設課】【2.1.2】

2-3) 警察・消防等の被災等による救助・救急活動の遅れ及び重大な不足

(消防力の強化)

- ① 地域の防災力を高めるため、県と連携したキャンペーンの実施や地域ぐるみで消防力を応援する取組み等により、団員の確保を図る。【消防本部】【2.8.3】
- ② 複雑・多様化する災害への対応能力を高めるため、消防職員及び消防団員等の教育環境の整備を図る。【消防本部】【2.8.3】
- ③ 消防の対応力強化のため、情報通信基盤や災害用資機材の充実などを図る。【消防本部】【2.8.3】

(業務継続体制の整備)

- ⑦ 緊急消防援助隊の受援計画を作成する。【消防本部】【2.8.3】
- ⑤ 大規模災害発生時にも消防等における災害対応業務を実施しつつ、通常業務を維持するため、非常時優先業務と人員計画を明確にし、業務継続体制の強化を図る。【消防本部】【2.8.4】
- ④ 大規模災害により、消防本部及び消防署の機能が使用不能に陥った場合に備え、代替施設の確保を図る。【消防本部】【2.8.4】

(地域の防災力強化と連携の促進)

- ⑥ 自主防災リーダーの育成などを通じて、自主防災組織の結成率を高める。【防災危機管理室】
【2.10.4】

2-4) 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災

(道路ネットワークの整備)

- ④ 広域的かつ大規模な災害の際に、道路インフラの被災により医療施設への緊急搬送等に支障が生じる事態を回避するため、緊急輸送道路ネットワークの道路拡幅や橋梁の耐震補強等を国・県に働きかける。【建設課】 【2.1.2】

(災害医療・介護体制の充実)

- ① 大規模災害を想定しての訓練を実施するなどして、災害拠点病院等との連携体制の強化を図る。【社会福祉課・高齢介護課・健康課】 【2.5.1】
- ② 平時から県域を越えた救急医療連携体制を図り、災害時においても救急医療が実施できる体制の確保を図る。【健康課・消防本部】 【2.5.1】

(人材の確保・育成)

- ⑨ 関係機関と連携して、医師確保の推進や就労環境の改善など、医療・介護人材の計画的な確保・育成に取り組むとともに、災害に備えた訓練の実施等により医療・介護人材の災害対応力の強化を図る。【社会福祉課・高齢介護課・健康課】 【2.5.2】

(地域医療体制の充実)

- ⑩ 三師会（医師会・歯科医師会・薬剤師会）との連携を強化して、初動期訓練や情報伝達訓練を行うとともに、柔軟に対応できる実践的な方法を検討していく。【健康課】 【2.5.3】
- ⑩ 医療機関、医療救護所等での医療体制の確保が懸念されることから、発災時の医療機関等の被災状況を把握するため、情報連携を検討する。【健康課】 【2.5.3】
- ⑪ 災害発生から復興期までを視野に入れ、常日頃から「生活・身の回りについて」「病気介護の予防」「こころの健康保持」などライフステージに応じた対策を検討する。【健康課】 【2.5.3】

(体制の構築)

- ⑥ 高齢者見守りネットワーク体制を構築するため、安否確認を行い、予め指定された避難所や介護サービス事業所などに速やかに避難誘導を行うことができるか、訓練するなどして検証する。【高齢介護課】 【2.5.4】
- ⑤ 高齢者介護施設の夜間等における職員を確保するため、非常時に参集できる体制の徹底と、職員の認識を高めていく。【高齢介護課】 【2.5.4】
- ⑥ 高齢者や障害者等の自ら避難することが困難な避難行動要支援者ごとに作成する個別避難計画については、福祉事業所や地域コミュニティ等と連携して、作成を推進する。
【社会福祉課・高齢介護課】 【2.5.4】

(福祉施設等への支援)

- ③ 社会福祉施設等における防災体制の整備と応援協力体制の確立について、現状に合わせた防災計画の見直しや連携体制の強化に努めるよう指導を図る。【社会福祉課・高齢介護課】 【2.5.5】
- ③ 要配慮者利用施設の避難確保計画について、計画策定や改訂の支援を行うとともに、同計画に基づき避難訓練の実施等の連携を図る。【社会福祉課・高齢介護課】 【2.5.5】

(市公衆衛生体制の確立)

- ⑧ メール配信、出前講座等により、日頃からの感染症予防の必要性を啓発し、市民意識の底上げを行っていく。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大期等においては、応援職員に対する感染症対策と避難所での感染症対策を徹底し、感染拡大防止を徹底する。【健康課】 【2.5.6】

(市民等への情報提供)

- ③ 避難行動要支援者施設へは、確実に情報が伝達されるように努める。また、現状に合わせた避難確保計画の策定や連携体制の強化に努めるよう指導していく。【防災危機管理室】 【2.10.2】

⑦ 「海津市医療・介護べんり帳」に連絡先や体制などの情報をマップで掲載したものを作成しており、必要に応じて見直していく。【高齢介護課・健康課・保険医療課】【2.10.2】

3. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

3-1) 市役所職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下

(道路ネットワークの整備)

- ③ インフラの被災により庁舎などへ到達できず、機能不全が発生する事態を回避するため、緊急輸送道路ネットワークの道路拡幅や橋梁の耐震補強等を国・県に働きかける。【建設課】【2.1.2】

(総合的な治水・土砂災害対策の推進)

- ② 公共施設等そのものが被災する可能性や、周辺インフラの被災によって機能不全が発生する可能性があるため、防災拠点を守る治水・土砂災害対策を計画的に推進する。【建設課】【2.2.1】

(再生可能エネルギーの推進)

- ④ 地域の重要な防災拠点を中心に、再生可能エネルギー等の導入を推進する。

【企画財政課】【2.7.3】

(防災拠点の整備)

- ① 庁舎西館1階にある自家発電機の代替施設を検討する。【総務課】【2.8.1】

(業務継続体制の整備)

- ⑥ 被災時に備え、非常時優先業務の選定、職員の安否、参集状況の確認体制等について、引き続き維持を図る。【防災危機管理室】【2.8.4】

- ⑦ 海津市業務継続計画の検証を行い、非常時優先業務と人員計画の不断の見直しを行う。

【防災危機管理室】【2.8.4】

- ⑧ ICT部門の業務継続計画の実効性を高めていくため、継続的に周知・訓練を行うとともに、常に最新の状況を反映した計画となるよう点検を行う。【総務課】【2.8.4】

(広域連携の推進)

- ⑤ 広域避難や県境道路の整備、災害時の広域応援体制の強化や帰宅困難者対策など、広域的に取り組むべき課題について、国、県、隣接市町との連携の強化を図る。また、「受援を想定した体制整備」について検討を進める。【防災危機管理室】【2.8.5】

(市民等への情報提供)

- ⑨ 災害時の行政機関相互の通信回線を確保するため、移動系無線については、様々な情報技術に注視しながら、災害時の輻輳や財政的な影響も考慮して整備していく。《再掲》

【消防本部・防災危機管理室】【2.10.2】

4. 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動を機能不全に陥らせない

4-1) サプライチェーンの寸断等による経済活動の麻痺

(BCPの策定促進)

- ① 商工会と連携して企業のBCP策定の支援を行う。【商工観光課】【2.6.1】
- ② 農業法人へBCP策定に関するPRを行うとともに県が開催するBCP策定セミナー等の情報を周知する。【農林振興課】【2.6.1】

(本社機能の誘致・企業誘致)

- ③ 大都市近郊という地の利や東海環状自動車道西回りルート及びスマートインターチェンジが整備されるという有利性を活かし、首都圏等に立地する本社機能等の移転促進、企業誘致に向けた取り組みを図る。【商工観光課】【2.6.2】

(ネットワークの強化)

- ⑥ 災害による輸送ネットワークへの影響を最小限にとどめるよう、商工会を通じて日頃より啓発しておく。【商工観光課】【2.6.4】
- ⑦ 各企業が、災害時でも様々なネットワークを通じて情報収集ができるよう、商工会を通じて啓発する。【商工観光課】【2.6.4】

(市民等への周知)

- ⑤ 観光客の帰宅困難者対策を検討する。【商工観光課】【2.10.1】

4-2) 幹線が分断する等、基幹的交通ネットワークの長期間にわたる機能停止

(基幹道路の整備促進)

- ①④ 基幹的な道路ネットワークを確保するため、東海環状自動車道西回りルート及びスマートインターチェンジ、国道258号の4車線化などの整備促進を関係機関に働きかける。【建設課】【2.1.1】
- ② 洪水時における市民の避難路を確保するとともに、物流のネックを改善するため、東海大橋と長良川・立田大橋間の新架橋(仮称)愛津大橋建設促進を、強く関係機関に働きかける。
《再掲》【建設課】【2.1.1】

(公共交通ネットワークの連携、存続支援)

- ⑥ 養老鉄道養老線が地域を支える重要な交通機関であることから、県及び沿線自治体などと連携し、存続を支援する。【市民活動推進課】【2.1.3】
- ⑦ にしみのライナーリレーバスについて、利便性の向上と日常利用の利用促進を図るとともに、広域避難の移動手段として周知を図る。
- ⑦ 路線バスやコミュニティバスは、運行の定時性に努めるとともに、路線図、経路探索、時刻表やバスの運行情報をリアルタイムに提供するバスロケーションシステムの導入を検討する。
【市民活動推進課】【2.1.3】

(総合的な治水・土砂災害対策の推進)

- ③ 道路ネットワークの機能を麻痺させないため、水害や土砂災害から保全するための対策を国・県に働きかける。【建設課】【2.2.1】

(市民等への周知)

- ⑤ 養老鉄道養老線と連携し、災害時における鉄道利用者の避難誘導、帰宅困難者対策を検討する。
【市民活動推進課】【2.10.1】

4-3) 食料や物資の供給の停止

(農業関係施設の防災対策)

- ② 安定した食料供給に向け、引き続き農業水利施設等の機能確保に向けた保全対策を推進する。
【農林振興課】【2.3.1】

(非常用物資の備蓄)

- ① 民間企業等と協定を締結し、災害時に必要な食料等生活必需物資の調達体制を推進しており、体

制の維持・拡大を図る。【防災危機管理室】【2.8.2】

5. 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

5-1) ライフライン（電気、ガス、上下水道等）の長期間にわたる機能停止

（道路情報の共有）

- ③⑥ 豪雨等の風水害に備え、道路管理者と連携して災害情報の共有など連携の強化を図る。
＜電力会社、ガス会社、情報通信事業者＞【建設課】【2.1.4】

（上下水道の施設の地震対策、老朽化対策）

- ⑦ 上水道施設は、「**海津市新水道ビジョン**」に基づき計画的な施設の更新、耐震化を推進する。海津・平田地域、南濃地域は、それぞれ連絡管路により送水が可能となっている。

【上下水道課】【2.7.2】

- ⑧ 下水道施設は、下水道ストックマネジメント計画、下水道総合地震対策計画に基づき計画的な施設の改築更新・耐震化を進め、日常生活や社会活動に重大な影響を及ぼす事故発生や機能停止の未然防止を図る。【上下水道課】【2.7.2】

（再生可能エネルギーの推進）

- ④ 災害発生時の電力供給源としても有効な太陽光発電など、再生可能エネルギーを含めた今後のエネルギー政策の在り方について災害種類別に検討を進める。【企画財政課】【2.7.3】

（事業者の災害対応力強化）

- ① 電力の長期供給停止を発生させないため、電気設備の自然災害に対する耐性評価の結果に基づき、必要に応じ、電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）の災害対応力強化及び復旧の迅速化を図る。＜電力会社＞【2.7.4】

- ② 災害時に必要なLPガスの調達及び安全供給を行うため、（社）岐阜県エルピーガス協会と協定を締結しており、引き続き安定供給を図る。＜ガス会社＞【2.7.4】

- ⑤ 災害時に備え、避難施設等における早期通信手段確保のための特設公衆電話及び帰宅困難者の一時避難場所の設置、衛星通信機器の更新、追加配備を引き続き計画的に推進する。

＜情報通信事業者＞【防災危機管理室】【2.7.4】

（非常用物資の備蓄）

- ⑨ 停電に備えた発電機、照明、ラジオ等、また上下水道機能停止に備えて簡易トイレ等を計画的に整備する。【防災危機管理室】【2.8.2】

（下水道BCPの整備）

- ⑩ 下水道施設の耐震化が未了の中、大規模地震発生時に必要な業務を的確に行うため、下水道BCPを策定しており、更に実効性を高めていくため、継続的に訓練等を行うとともに、常に最新の状況を反映した計画となるように点検を実施する。【上下水道課】【2.7.5】

5-2) 地域交通ネットワークの分断

（道路ネットワークの整備）

- ① 本市においては、人・物の移動・輸送手段を車に大きく依存している。大規模災害時に、地域交通ネットワークが分断する事態を避けるため、道路拡幅等により、市管理道路をはじめとした地域を繋ぐ道路ネットワーク整備を着実に進める。なお、維持管理にあたっては、市民の参加・協力を検討する。【建設課】【2.1.2】

（道路情報の共有）

- ④ 災害時の道路交通の混乱を回避するため、情報通信技術（ICT）を活用した交通ネットワーク情報の収集を推進する。【建設課】【2.1.4】

（総合的な治水・土砂災害対策の推進）

- ② 大規模な浸水や土砂災害が発生した場合でも、地域を繋ぐ道路ネットワークを確保するため、治

水・土砂災害対策を国・県に働きかける。【建設課】【2.2.1】

(林道の整備)

- ⑤⑥ 「岐阜県森林作業道施設指針」等に基づく林道の計画的な整備を促進するとともに、既存林道や施設の維持管理に努める。【農林振興課】【2.3.2】

(道路施設の維持管理)

- ③ 橋梁等の道路施設については、老朽化が進行しており、市管理施設については、計画的な点検・補修等を実施する。また、国・県管理施設については、長寿命化対策をそれぞれ働きかける。
【建設課】【2.11.2】

6. 制御不能な二次災害を発生させない

6-1) ため池、堰堤、堤防、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生

(総合的な治水・土砂災害対策の推進)

- ② 河川・砂防施設については、計画規模を超える出水や土砂流出等が発生し、大きな被害が発生する恐れがあることから、ハード対策の整備を国・県に働きかけるとともに、ソフト対策を適切に推進する。【建設課】【2.1.2】
- ④ 大規模な地震や津波等による河川管理施設の機能不全に伴う二次災害の発生に備えるために、耐震対策や液状化対策に取り組むよう、国・県等関係機関に働きかける。【建設課】【2.1.2】

(治山対策の推進)

- ⑤ 山地災害防止機能、土壌保全機能の維持増進を図る森林整備及び保全を推進するとともに、岐阜県治山事業実施要領に基づき、市内治山要望箇所を取りまとめ、県へ要望していく。
【農林振興課】【2.2.3】

(農業関係施設の防災対策)

- ⑥ 関係機関と連携し、農業用排水機場の耐震化、液状化対策を推進する。【農林振興課】【2.3.1】

(農業ため池の防災対策)

- ① 一斉点検を通じて施設の現状を把握するとともに、豪雨や地震に対して被災する可能性や周辺への影響度を改めて確認し、今後の効率的かつ重点的なため池の防災・減災対策に活用する。
【農林振興課】【2.3.3】

(施設等の長寿命化対策)

- ③ 市内には、多くの河川構造物及び砂防施設(砂防堰堤等)がある。これらの施設の老朽化が進んでいることから、制御不能な二次災害を発生させないために適切な維持管理を国・県に働きかける。
【建設課】【2.11.3】

6-2) 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

(治山対策の推進)

- ⑤ 崩壊や土砂流出の高い箇所や危険な盛り土を把握するとともに、治山えん堤、護岸工及び山腹工等による総合的な治山対策を進めるよう、県に働きかける。【農林振興課】【2.2.3】

(農地・農業水利施設等の適切な保全管理)

- ① 農村地域において、農地が有する保水効果など、国土保全機能を維持するため、農地や農業水利施設等の保全管理につながる取り組みを支援する。【農林振興課】【2.3.4】
- ② 農地保全に資する鳥獣被害対策を進める。【農林振興課】【2.3.4】

(災害に強い森林づくり)

- ④ 「市森林整備計画」における森林機能区分に基づく個別の森林において重視する機能を持続的に発揮させるため、各機能の充実と機能間の調整を図るとともに、適正な森林施業を適宜に実施し、健全な森林資源の維持造成を図る。【農林振興課】【2.3.5】
- ③ 地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小並びに回避を図る施業を進める。
【農林振興課】【2.3.6】
- ③ 豪雨による山地災害等を防止するため、森林の多面的機能の持続的な発揮に向け、人工林の針広混交林化や間伐等の森林整備を計画的に推進する。【農林振興課】【2.3.6】

7. 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

7-1) 災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ

(地籍調査の実施)

- ③ 一筆ごとの土地所有者、地番、地目、境界等の調査と面積測量を行い、地籍簿・地籍図を作成する。登記簿上の地籍の明確化を図り、災害時の円滑な復旧・復興に資する。

【住宅都市計画課】 【2.4.3】

(災害廃棄物対策)

- ① 災害廃棄物処理計画の改定に基づき「災害廃棄物対応マニュアル」を必要に応じ見直す。

【環境課】 【2.9.1】

(有害物質対策)

- ② アスベストや化学物質等の有害物質の飛散・流出対策については、大規模災害発生時に迅速な対応をするための課題を整理・検討する。【環境課】 【2.9.1】

(農地の復旧・復興)

- ④ 早期の営農再開に向け様々な助成制度を活用して、農地整備を通じた農地の面的集約、経営の規模拡大を目指し競争力ある経営体を育成する。【農林振興課】 【2.3.6】

7-2) 人材等の不足による復旧・復興の大幅な遅れ

(災害ボランティアの活動支援)

- ① 被災者へのきめ細やかな支援や被災地の早期復旧・復興にはボランティアの活動が必要不可欠であり、大規模災害発生時に市社会福祉協議会が中心となって設置する災害ボランティアセンターの運営を支援するために、実効性のあるボランティア支援組織を設置するとともに、ボランティアと連携しながら被災者支援を進めていく仕組みを構築する。【社会福祉課】 【2.8.6】

- ② 地域に根差した個人事業者等の保有する施設、資機材、人的ネットワーク等を活用するため、「(仮称)防災協カパートナー登録制度」を構築し、地域の防災体制を強化する。また、SNSを活用した事前登録システムを導入するなど災害ボランティア受入体制の整備をする。

【防災危機管理室】 【2.8.6】

(防災人材の育成)

- ③ 地域の防災リーダー等の人材育成や防災教育の充実を図る。【防災危機管理室】 【2.10.6】

(建設業の担い手育成・確保)

- ④ 地域の復旧・復興の中心となる建設業を担う人材の育成・確保を図るため、魅力ある労働環境の整備などを通じて、将来にわたって希望と誇りの持てる建設業の確立を支援する。

【建設課】 【2.10.7】

(迅速な被害認定)

- ⑤ 被害認定調査を行う職員を育成するとともに、市災害対応マニュアルを基本として迅速なり災証明書の発行に努める。【税務課・市民課】 【2.8.7】

7-3) 幹線道路の損壊や地盤沈下等による復旧・復興の大幅な遅れ

(総合的な治水・土砂災害対策の推進)

- ③ 地盤沈下等による長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れないようにするために、河川等のハード対策整備を国・県に働きかける。【建設課】 【2.2.1】

(施設等の長寿命化対策)

- ①② 海津市橋梁長寿命化修繕計画を基に、予防的な修繕により長寿命化を図ることによって道路ストックを保全するとともに、安全で安心な道路サービスの提供やライフサイクルコストの縮減を図る。【建設課】 【2.11.3】

(災害に強い地域のグランドデザイン)

- ④ 長期的かつ多角的視野から安全な地域づくりに向けたグランドデザインについての議論を促進し、地域全体の合意形成を目指す。【防災危機管理室】【2.2.4】

7-4) 地域コミュニティの崩壊・治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(仮設住宅、復興住宅の供給)

- ⑥ 仮設住宅、復興住宅として活用可能な空間を把握して**する**。また、**仮設住宅、復興住宅**の運用にあたっては、コミュニティを重視することとする。【住宅都市計画課】【2.4.4】

(地域の防災力強化と連携の促進)

- ② 地域の問題を地域で解決できるよう、**自治会活動の研修や自治会運営マニュアルの整備により**、コミュニティ意識の醸成を図る。【市民活動推進課】【2.10.5】

- ④ 大規模災害時における事例などを検証し、市民の手による防犯対策を促進する。

【市民活動推進課】【2.10.5】

(防災人材の育成)

- ③ 研修などを通じて、防災リーダーや自主防災組織等を育成するとともに、市民ボランティアの活動支援、ネットワークづくりを推進する。【防災危機管理室】【2.10.6】

- ① 避難所運営組織における HUG 訓練等を通じて課題を洗い出し、ケーススタディを行う。

【防災危機管理室】【2.10.6】